

別紙1の6 特別支援学校教諭二種免許状の取得方法及び法改正以前に修得した科目の読み替え表

教育職員免許法改正により創設された特別支援学校教諭二種免許状の取得方法（単位修得方法）は、下表A欄のとおりとなります。その場合、法改正以前に修得したB欄に掲げる科目（本県の認定講習において、平成18年度以前に修得した科目）の単位は、下表のA欄に掲げる科目（免許法施行規則に規定する科目）の単位に読み替えることになります。

※小・中・高等学校又は幼稚園の免許状を取得後、特別支援学校あるいは小・中・高等学校又は幼稚園の教員としての経験が3年以上で取得しようとする場合

A 免許法施行規則に規定する科目				修得単位数	B 本県の認定講習開講科目																			
					旧区分	18年度	17年度	16年度	15年度	14年度	13年度	12年度	11年度	10年度	9年度	8年度	7年度	6年度	5年度	4年度	3年度	2年度	1年度	
特別支援教育に関する科目	特別支援教育の基礎理論に関する科目	1単位以上		旧第一欄 旧第二欄・旧第三欄 2単位以上	障害児教育学概論	障害児教育学概論	障害児教育学概論	障害児教育と障害者処遇の歴史	障害児教育学	障害児教育学	障害児教育学		障害児教育学	障害児教育		障害児教育	障害児教育	障害児教育	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の本質及び目標に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の本質及び目標に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の本質及び目標に関する科目	障害児教育		
		視覚障害	心理等に関する科目		1単位以上		視覚障害児の発達と学習																	
		教育課程等に関する科目	1単位以上			視覚障害児の指導法と盲学校における教育課程																		
	聴覚障害	心理等に関する科目	1単位以上						聴覚障害児心理学															
		教育課程等に関する科目	1単位以上					聴覚障害児指導法																
	知的障害	心理等に関する科目	両方を満たして1単位以上		★障害児生理学	★障害児病理学	★障害児生理保健学	★障害児心理学	★障害児病理学		★障害児心理学	★障害児生理学	★障害児心理・生理学				★障害児病理学	★障害児病理学			★心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	★心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	★心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	★障害児心理
		教育課程等に関する科目			☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学		☆障害児指導学	☆障害児指導学			☆障害児指導学	☆障害児指導学			☆障害児指導学	（心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目） ☆障害児心理	☆心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	☆心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	
	肢体不自由	心理等に関する科目	両方を満たして1単位以上		★障害児生理学	★障害児病理学	★障害児生理保健学	★障害児心理学	★障害児病理学		★障害児心理学	★障害児生理学	★障害児心理・生理学				★障害児病理学	★障害児病理学			★心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	★心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	★心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	★障害児心理
		教育課程等に関する科目			☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学		☆障害児指導学	☆障害児指導学			☆障害児指導学	☆障害児指導学			☆障害児指導学	（心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目） ☆障害児心理	☆心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	☆心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	
	病弱	心理等に関する科目	両方を満たして1単位以上		★障害児生理学	★障害児病理学	★障害児生理保健学	★障害児心理学	★障害児病理学		★障害児心理学	★障害児生理学	★障害児心理・生理学				★障害児病理学	★障害児病理学			★心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	★心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	★心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	★障害児心理
教育課程等に関する科目		☆障害児指導学		☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学		☆障害児指導学	☆障害児指導学			☆障害児指導学	☆障害児指導学			☆障害児指導学	（心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目） ☆障害児心理	☆心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	☆心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	重複・LD等領域及び5領域のうち免許状に定められる領域以外の領域（「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」について修得）	1単位以上																					
合計				6単位以上																				

備考
 1 各年度において、同じ講座名がついた科目（★又は☆で表記）は同一の科目である。当該科目については、知的、肢体不自由又は病弱のいずれか1つの領域の単位（1単位）として取り扱うことになる（3領域のうち、どの領域の単位として取り扱うかは任意）。
 2 表中、「心理等に関する科目」は「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」の略称であり、「教育課程等に関する科目」は「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」の略称である。